

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第37号

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第4条関係）	別表（第4条関係）
建築してはならない建築物	建築してはならない建築物
次に掲げる建築物以外の建築物	次に掲げる建築物以外の建築物
1 <省略>	1 <省略>
2 物流施設（物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号） <u>第4条第1号</u> に規定する流通業務の用に供するものをいう。）	2 物流施設（ <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u> （平成17年法律第85号） <u>第2条第1号</u> に規定する流通業務の用に供するものをいう。）

附 則

この条例は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。